

## 前回までの審議内容

## 1 基本的な考え方

- (1) 1期総報酬額での比較で、近隣の町村より高く、県下19市で最小の市であることを勘案した範囲で設定する。
- (2) 平成19年に行われた審議会の答申による改正では、理事者及び議員ともにマイナス改定とされ、それから長期間にわたり改正が行われていない状況であることを勘案する。

## 2 期末手当について

- (1) 期末手当支給率は、県内他市町村では、国家公務員特別職準拠としている自治体が多いことから、飯山市も同様に国家公務員特別職準拠とし、3.350月に設定する。
- (2) 役職手当加算率は、県内他市と比較したうえで、標準的な数字であると判断できるため、据え置きとする。

## 3 退職手当について

- (1) 退職手当支給割合は、他市と比べて若干高めに設定されているため、県内18市の平均程度に設定する。

## 4 給料（報酬）月額について

- (1) 上記2及び3を満たしたうえで、総額が1の範囲に入るよう逆算し試算する。
- (2) 上記の考え方を基本として試算した改定率は、前回の答申で減額した改定率と同程度となり、概ね適正と判断できる。

## 5 附帯意見について

- (1) 改正時期は、コロナ禍の影響等を鑑み、十分配慮すること。
- (2) 審議会は長期間開催しないことのないよう、今後は定期的を開催すること。
- (3) 期末手当支給率は、他市町村の状況に合わせ、審議会の付議事項から削除すること。
- (4) 市議会議員の定数について、議会と共に研究すること。

# 特別職報酬等改定案

報酬改定案 (太字部分が改訂箇所)	報酬月額 改定案				期末手当 改定案					年間報酬			退職手当 改定案				1期報酬額		
	現行の 報酬月額	改定後の 報酬月額	現行から の改定額	改定率	支給率			期末手当額		年間支給額 (月額×12+期末)	現行から の改定額	年間報酬 の改定率	在職 月数	支給 割合	退職手当額		報酬総額	現行から の改定額	総報酬の 改定率
					6月期	12月期	合計	支給年額	現行から の改定額						支給額	現行から の改定額			
<b>市長</b>	714,000	<b>783,000</b>	69,000	9.7%	<b>1.675月</b>	<b>1.675月</b>	<b>3.350月</b>	3,672,270	723,450	13,068,270	1,551,450	13.5%	48月	<b>42.5%</b>	15,973,200	550,800	68,246,280	6,756,600	<b>11.0%</b>
<b>副市長</b>	585,000	<b>634,000</b>	49,000	8.4%	<b>1.675月</b>	<b>1.675月</b>	<b>3.350月</b>	2,973,460	557,410	10,581,460	1,145,410	12.1%	48月	<b>29.2%</b>	8,886,144	462,144	51,211,984	5,043,784	<b>10.9%</b>
<b>教育長</b>	508,000	<b>556,000</b>	48,000	9.4%	<b>1.675月</b>	<b>1.675月</b>	<b>3.350月</b>	2,607,640	509,600	9,279,640	1,085,600	13.2%	36月	<b>22.4%</b>	4,483,584	△ 88,416	32,322,504	3,168,384	<b>10.9%</b>
<b>議長</b>	328,000	<b>342,000</b>	14,000	4.3%	<b>1.675月</b>	<b>1.675月</b>	<b>3.350月</b>	1,603,980	249,340	5,707,980	417,340	7.9%	-	-	-	-	22,831,920	1,669,360	<b>7.9%</b>
<b>副議長</b>	281,000	<b>287,000</b>	6,000	2.1%	<b>1.675月</b>	<b>1.675月</b>	<b>3.350月</b>	1,346,030	185,500	4,790,030	257,500	5.7%	-	-	-	-	19,160,120	1,030,000	<b>5.7%</b>
<b>議員</b>	263,000	<b>264,000</b>	1,000	0.4%	<b>1.675月</b>	<b>1.675月</b>	<b>3.350月</b>	1,238,160	151,970	4,406,160	163,970	3.9%	-	-	-	-	17,624,640	655,880	<b>3.9%</b>

共通して改定する事項  
 期末手当支給率は現行の年間2.95月から、国家公務員特別職の支給率に準拠し年間3.35月に改定  
 退職手当支給割合は、飯山市を除いた県下18市の平均の値に改定(市長:45.0%⇒42.5%、副市長:30.0%⇒29.2%、教育長25.0%⇒22.4%)

---

市長  
 1期の総報酬額が「近隣町村より高く、県内19市中最小の市であることを勘案した額」になるよう、上記の改定(期末・退職手当)を反映した上で、給料月額の範囲を絞り込む  
 条件を満たす給料月額の範囲(775,000円～791,000円)のうち、中央の額を改定後の給料月額とする  
 前回平成19年の審議会において減額となった率と同じ率である11%を引き上げた

---

副市長  
 1期の総報酬の改定率が市長と同率の11%となるよう、上記の手法により給料月額を算定  
 給料月額は改定後も山ノ内町を下回るが、1期の総報酬額では「近隣町村より高く、県内19市中最小の市であることを勘案した額」となる

---

教育長  
 1期の総報酬の改定率が市長と同率の11%となるよう、上記の手法により給料月額を算定  
 給料月額は改定後も山ノ内町を下回るが、1期の総報酬額では「近隣町村より高く、県内19市中最小の市であることを勘案した額」となる

---

議長・副議長・議員  
 議員の報酬については現状で近隣町村より高い水準ではあるが、市長と同様に1期の総報酬で平成19年の減額率と同程度(議長:7.9%、副議長5.7%、議員:3.7%)の改定となるよう、期末手当の支給率を改定しつつ報酬月額を算定  
 議長・副議長・議員それぞれについて、改定後の1期総報酬額は県下19市で18番目である市を上回らない

## 令和3年度 県下19市及び近隣町村の一般会計予算(当初)額と特別職人件費比率

(千円)

19市	一般会計予算額 (A)	理事者給与 (B)	議員報酬 (C)	一般会計予算に占める理事者 (市長・副市長・教育長)の人件費 の割合 (B/A)	一般会計予算に占める特別職 (理事者・議員)の人件費の割合 ((B+C)/A)
飯山市	14,190,000	35,938	80,905	0.25%	0.82%
A市	155,280,000	64,315	497,794	0.04%	0.36%
B市	101,160,000	68,270	325,610	0.07%	0.39%
C市	69,356,000	55,652	269,675	0.08%	0.47%
D市	19,810,000	47,402	134,277	0.24%	0.92%
E市	47,470,000	51,757	198,164	0.11%	0.53%
F市	19,680,000	44,669	111,177	0.23%	0.79%
G市	27,550,000	41,877	145,794	0.15%	0.68%
H市	18,280,000	49,282	133,045	0.27%	1.00%
I市	36,767,000	46,712	164,846	0.13%	0.58%
J市	14,730,000	41,667	99,240	0.28%	0.96%
K市	22,563,000	36,314	118,917	0.16%	0.69%
L市	17,033,000	38,335	100,286	0.23%	0.81%
M市	27,400,000	44,158	126,244	0.16%	0.62%
N市	29,900,000	45,514	151,854	0.15%	0.66%
O市	52,500,000	48,508	185,780	0.09%	0.45%
P市	26,570,000	43,317	145,732	0.16%	0.71%
Q市	15,178,000	42,904	109,154	0.28%	1.00%
R市	41,100,000	44,327	164,123	0.11%	0.51%

平均 0.168% 0.681%

## 近隣町村

S町	7,457,024	40,548	40,841	0.54%	1.09%
T村	3,387,000	31,152	28,240	0.92%	1.75%
U村	3,427,000	20,904	16,584	0.61%	1.09%
V村	2,610,000	26,769	23,501	1.03%	1.93%

平均 0.775% 1.466%

## 今回の案で特別職報酬を改定した場合の人件費比率

飯山市	14,190,000	39,720	83,875	0.28%	0.87%
-----	------------	--------	--------	-------	-------

※令和3年度の当初予算に対し、理事者・議員の報酬改定年額を加算して算出

令和3年12月27日

飯山市長 足立正則 様

飯山市特別職報酬等審議会  
会長 伊東博幸

特別職の報酬等の額について (答申)

令和3年9月27日付庶第107号で、足立正則飯山市長から本会に諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、委員全員一致で下記の結論となりましたので、答申します。

記

1 市長、副市長、教育長の給料、期末手当及び退職手当の額

市長、副市長、教育長の給料月額及び期末手当支給率を上げ、退職手当支給割合を下げ、それぞれ次のとおり改正することが適当である。

職	給料月額	期末手当支給率	退職手当支給割合
市長	783,000円	年間3.35月	42.5%
副市長	634,000円	年間3.35月	29.2%
教育長	556,000円	年間3.35月	22.4%

2 市議会議員の報酬、期末手当の額

市議会議員の報酬月額及び期末手当支給率を上げ、それぞれ次のとおり改正することが適当である。

職	報酬月額	期末手当支給率
議長	342,000円	年間3.35月
副議長	287,000円	年間3.35月
議員	264,000円	年間3.35月

3 報酬等の改正時期

市長及び市議会議員については、次期改選後の任期から、副市長及び教育長については、令和4年4月1日からとすることが適当である。

#### 4 理由及び考え方

本審議会は、令和3年9月27日から同年12月20日にかけて4回開催し、市長から諮問を受けた事項について審議した。

審議にあたっての基本的な考え方として、

- (1) 県内他市、周辺町村及び人口や産業構造が同規模である全国の類似団体の特別職報酬額と比較したうえで、飯山市として相応しい額とすること。
- (2) 平成19年に行われた審議会の答申による改正において、理事者及び議員ともにマイナス改定とされたが、それから長期間にわたり改正が行われていないことにより、県内他市及び近隣町村との間で均衡が保たれていない状況であることを勘案すること。
- (3) 飯山市の財政状況を勘案すること。

以上3点を基に、慎重に審議を重ねた。

上記の考え方を基に審議した結果、特別職報酬等は、その果たすべき役割や職責の重さに見合った額であることが望ましく、かつ、県内他市や近隣の町村との間で均衡が保たれる額であるべきと考え、1期総報酬額の比較で、近隣町村より高く、県内19市中最小の市であることを勘案した額とすることが適当であるという結論に至った。

#### 5 附帯意見

- (1) 報酬等の改正について

今回の答申による報酬等の改正時期については、新型コロナウイルス感染状況を勘案し、柔軟な対応をされたい。

- (2) 審議会の定期的な開催について

本審議会については、長期間開催されない場合に社会情勢などを適切に反映できなくなることから、今後は定期的開催されたい。

- (3) 期末手当支給率の改正について

期末手当支給率は、県内他市及び近隣町村において審議会の付議事項にしていなことから、飯山市にあっても同様に審議会の付議事項とせず、国、県及び県内市町村の状況等を勘案し、見直しを行うこととされたい。

- (4) 市議会議員の定数について

市議会議員の定数について、引き続き議会と共に研究されたい。